

新しい受給者証をお届けします

【医療費助成制度】

7月1日からは、

今回お送りした**受給者証(水色)**を使用してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・ご注意ください！・・・・・・・・・・・・・・・・

- ◆ 6月中は、現在ご使用中の**受給者証(黄緑色)**をご使用いただき、7月に入ってから新しい**受給者証(水色)**を使用してください。

	6月まで	7月から
使用できる 受給者証の色	<u>黄緑色</u>	<u>水色</u>

- ◆ こども医療費助成をきょうだいで受けている場合など、世帯に同じ医療費助成を受給中の方が複数いるときは、**1通の封筒に全員の受給者証**を入れていることがあります。

【受給者証が使用できなかったときは・・・】

医療機関で受給者証が使用できなかった場合、後日申請することで、医療費の払い戻しを受けられます。

便利な**オンライン申請**をご利用ください。

お住まいの区の区役所・支所の窓口でも申請できます。

- ▶ 詳しくは、神戸市ホームページをご覧ください。

神戸市 医療費助成 払い戻し



～よくあるお問合わせ～

Q. 有効期間の終わりが、令和9年6月30日より前になっています。いつもは1年間の有効期間なのに、どうしてですか。

A. 年齢による制度の切替えや、障害者手帳の更新に伴って、受給者証の差替えを予定しているためです。有効期間の終わりが近づきましたら、手続きのご案内または新しい受給者証をお送りします。

Q. 間違えて新しい受給者証を破棄してしまいました。再発行はできますか。

A. オンラインで申請できます。

▶ 詳しくは、神戸市ホームページをご覧ください。

神戸市 医療費助成 再交付

検索



お住まいの区の区役所・支所の窓口でも申請できます。

Q. 古い受給者証は、返却する必要がありますか。

A. 返却は不要です。7月に入ってから破棄してください。

Q. 一部負担金の額が、古い受給者証と新しい受給者証で異なります。

A. 毎年の所得の状況によって、一部負担金の額は異なります。低所得の認定を受けるためには、所得状況の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの区の区役所・支所にお問い合わせください。

Q. ひとり親家庭等医療費助成を受けています。子ども医療費受給者証は届きましたが、母(父)のひとり親家庭等医療費受給者証が届いていません。

A. ひとり親家庭等医療費助成の「更新申請書」の提出はお済みでしょうか。提出期限:令和8年5月25日(月)を過ぎた場合は、受給者証が届くまで時間がかかる場合があります。

【新制度が始まります！】
令和8年7月から、ほかの公費負担医療制度が適用される場合でも、**福祉医療制度※をあわせて利用できるようになります。**

※ 高齢期移行、重度障害者・高齢重度障害者、こども、ひとり親家庭等医療費助成制度

令和8年7月診療分より、指定難病、自立支援医療などの公費負担医療制度を受けている方は、その制度を利用したうえで、福祉医療制度を併用することができます。

★お手続きのポイント

医療機関の窓口で、指定難病などの公費負担医療制度の受給資格が確認できるものと一緒に、福祉医療費受給者証（今回お送りした受給者証）を提示してください。

★小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方へ

すでにこども医療費助成を適用した場合と同程度の自己負担額となっていますが、一部併用できる場合もありますので、詳細は小児慢性特定疾病医療の継続申請手続きの際にお知らせします。

自宅からオンライン申請ができます！

パソコンやスマートフォンなどから各種申請ができます。

申請には、e-KOBE(神戸市スマート申請システム)を利用します。

※初めて e-KOBE を利用される方は、申請前に利用者登録が必要です。

オンライン申請が可能な手続き

	受給者証の再交付	資格情報の変更	資格の喪失届	医療費の払い戻し
こども医療	○	○	○	○
ひとり親家庭等医療	○	×	○	○
重度障害者医療	○	○	○	○
高齢重度障害者医療	○	○	○	○
高齢期移行者医療	○	○	○	○

詳しくは神戸市ホームページをご覧ください。

神戸市 医療費助成 オンライン 検索



ジェネリック医薬品を使ってみませんか？

ジェネリック医薬品ってなに？

先発医薬品の特許期間の満了により製造コストが少なくなるため、低価格で提供されるお薬のことです。先発医薬品と同じ法令に基づき、厳しい品質保証基準で製造されており、安心してお使いいただけます。

飲みやすさで選んでみませんか？

ジェネリック医薬品は、最新技術で薬をもっと飲みやすくしたり、薬の形状やパッケージをより扱いやすくするなど、患者さんの意見を取り入れた工夫がされています。

先発医薬品にかかる特別な料金は医療費助成の対象外です！

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別な料金が必要となります。この特別な料金は健康保険が適用されないので、医療費助成制度の助成対象外となります。

※お薬によっては、ジェネリック医薬品に変更できないことがあります。
まずは、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品をご使用いただくことにより、
神戸市の医療費負担を減らすことができ、制度の安定的な運営につながります。

～お問合わせはお住まいの区の区役所・支所まで～

〈受付時間:平日 8:45～17:30 まで〉

【市外局番 078】

東灘区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL 841-4131	FAX 841-5749
灘区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL 843-7001	FAX 843-7014
中央区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL 335-7511	FAX 335-5467
兵庫区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL 511-2111	FAX 511-2295
北区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL 593-1111	FAX 593-1453
長田区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL 579-2311	FAX 579-2339
須磨区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL 731-4341	FAX 735-9528
北須磨支所	保険年金医療課介護医療係	TEL 793-1212	FAX 796-0528
垂水区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL 708-5151	FAX 705-1481
西区役所	保険年金医療課介護医療係	TEL 940-9501	FAX 990-2516

※TEL は各区役所のお問い合わせセンターにつながります。

神戸市ホームページでも、制度についてご覧いただけます。

神戸市 医療費助成

検索

